特記仕様書

(共通)

第1条(本業務の特記仕様事項)

1. 本委託業務は、「公共施設維持管理業務(除草・剪定等)委託(請負型)契約書」 に基づき実施しなければならない。

第2条(安全教育等)

- 1. 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
- 2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる 写真・実施日・参加者(現場責任者含む)等必要事項を記入のうえ提出すること。

第3条(施工管理等)

- 1. 受注者は、除雪作業及び凍結防止材散布作業が完了した後、作業日報を作成し、翌週の火曜日までに監督員に提出するものとする。
 - なお、作業日報には(作業日・作業時間・作業者・作業機械・作業内容)を記載す ものとする。
- 2. 本業務の成果品としては、各作業日の作業前(積雪状況・凍結状況)・作業後・施工 状況の写真及び作業日報をまとめて提出し、完了検査を受けるものとする。

第4条(休日割増しについて)

1. 本業務の数量総括表に明示の休日とは法定休日であり本業務契約後,受注者の定める法定休日が確認できる資料を監督員に提出すること。

(除雪)

第1条(除雪機械)

- 1. 本業務の除雪機械については、タイヤショベル(1.4m3)を標準とする。
- 2. 上記以外の機械を使用する場合は、監督員と協議し、承諾を受けるものとする。 この場合は施工機械について設計変更の対象とする。

なお、施工機械については受注者の持込とする。

第2条 (除雪時期)

1. 除雪着手の判断基準は路面上で積雪が15cm以上となった場合とする。 また、以後の積雪により明らかに15cm以上積雪すると判断できる場合も除雪する ものとする。

なお、受注者は、発注者が指示した場合又は天気予報等により積雪が予想される場合には連絡が取れる場所で待機するものとする。

(凍結防止材散布)

第1条(散布機械)

1. 本業務の散布機械については、凍結防止材散布機(ホッパー容量1.0~1.5 m 3)を標準とする。

また、補助機械については2 t 積みトラックを標準とする。

2. 上記以外の機械を使用する場合は、監督員と協議し、承諾を受けるものとする。 この場合は施工機械について設計変更の対象とする。

なお、散布機械および補助機械については受注者の持込とする。

第2条(散布時期)

1. 散布については、受注者が路面パトロールを実施し、路面凍結している場合に実施するものとする。

なお受注者は、発注者が指示した場合又は天気予報等により路面凍結が予想される 場合には連絡が取れる場所で待機するものとする。 (様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所

氏名 印

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名(生年月日)	(生)	
取得資格があれば)		現場責任者の

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等) を添付すること。
 - <直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利 義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
 - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。